

劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

Q&A（令和2年10月22日時点）

（「2. 本ガイドラインの位置づけ」について）

Q：「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）は、国が認めたガイドラインなのか。

A：本ガイドラインは、政府及び専門家の助言を踏まえて、全国公立文化施設協会が策定したものです。

Q：「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長。以下、「事務連絡」という。）では、「当面のイベント開催については、11月末まで、開催の目安を以下の通りとする」とあるが、12月からは9月18日以前のガイドラインに戻すのか。

A：事務連絡では、「12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知」されることとされています。

これは、催物の開催制限等の在り方について、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、現在の取扱いを見直す時期の目安を示したものであり、12月から自動的に9月18日以前の取扱いに戻すというような趣旨ではありません。

Q：クラシック音楽公演運営推進協議会及び緊急事態舞台芸術ネットワークのガイドラインと補完し合うとあるが、どのように扱えばよいか。

A：本ガイドラインは、施設の管理における感染防止措置と、当該施設における公演等の一般的な原則について定めたものです。

公演等の類型によっては、本ガイドラインに定める以上の考慮すべき事柄があることから、クラシック音楽や舞台芸術については、それぞれ個別のガイドラインが定められていますので、公演等の実施に当たっては、必要に応じてこれらもご参照ください。

（「3. 感染防止のための基本的な考え方」について）

Q：「マスクを着用していない場合は個別に注意」とあるが、アレルギー等の体質によりマスク着用を拒まれた場合の対応は？

A：アレルギー等の特段の事情によりマスクの着用が困難な場合、フェイスシールドの使用や、座席を1席空ける等の対応で代替してください。

Q：「来場者が1,000人を超える公演については、各都道府県に事前に相談」とあるが、収容が1,000人を超える会場であれば、その都度確認が必要となるか、それと

も来場が 1,000 人を超えそうな公演のみか。

A：少なくとも全国的な移動を伴うイベント又はイベント来場者が 1,000 人を超える催物については、都道府県に事前相談いただくようお願いします。それ以外のイベントについても、疑義がある場合は都道府県に必要な応じて相談してください。

（「4. すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策」について）

Q：「検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合」とあるが、これまでのガイドラインで記載されていた「37.5 度」以上のような目安となる体温はないのか？

A：本ガイドラインにおいて、検温の結果を判断する目安として「平熱よりも高い発熱」としたのは、これまでのガイドラインで記載されていた「37.5 度」を超えない場合であっても、平熱より体温が高い者はリスクが高いとみなす趣旨です。

この趣旨に合致するのであれば、例えば「37.5 度以上または平熱より 1 度高い場合」などといった、一定の数値に基づく運用としていただくことは可能です。

（「5. 施設管理者が講ずるべき具体的な感染防止策」について）

Q：「不特定多数が触れる部分の消毒」とあるが、共有部分等について消毒に使用する薬品の指定や行う頻度の例示は？

A：消毒に当たっては、様々な製品が市販されていますが、目的にあった製品を正しく選び、正しい方法で使用する必要があります。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価をとりまとめたことをうけ、これらの結果も含め、新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について、現在わかっていることが下記の厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページでまとめられておりますので、ご参照ください。

（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ URL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

（「6. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策」について）

Q：客席の配席について、「原則として指定席」とあるが、収容定員に対して 100%の収容を行う場合も、指定席にする必要があるのか。

A：客席の配席を指定席とするのは、観客の位置を固定し、適切な行動確保を行うとともに、公演等の終了後、陽性者が判明した場合等において、公演時の状況を遡って分析し、感染拡大の抑制に資するためです。したがって、収容率が 100%の収容を行う場合であっても、原則として指定席としていただく必要があります。

ただし、座席の移動を制限することや、接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの利用を必須するなどの措置により、上記の趣旨を踏まえた代替措置を講

ずる場合は、その限りではありません。

Q：客席の収容率の緩和について、「来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提とする公演」について、いつから緩和するのは主催者の判断との理解が良いか。

A：公演主催者の判断をもとに、少なくとも全国的な移動を伴う公演又は参加者が1,000人を超える公演については、都道府県に事前相談いただくようお願いします。それ以外のイベントについても、疑義がある場合は都道府県に必要に応じて相談してください。

Q：客席の収容率の緩和について、「来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提とする公演」とあり、また国の事務連絡資料ではジャンル毎の一覧が示されているが、公演主催者（貸館利用者）から緩和可能かの問い合わせが寄せられ、判断に迷う場合がある。その際には施設管理者の判断となるのか。

A：公演主催者の判断をもとに、少なくとも全国的な移動を伴う公演又は参加者が1,000人を超える公演については、都道府県に事前相談いただくようお願いします。それ以外のイベントについても、疑義がある場合は都道府県に必要に応じて相談してください。

Q：客席の収容率について緩和しない（50%以内）公演は、「来親子等の同一グループ（5名以内）では座席間隔をあける措置は不要、すなわち、収容率は50%を超える場合もあり得る」とあるが、600席の施設では、500人まで入場させることが可能となるのか。また、このような場合、システムが対応していないため、指定席での困難になるので、自由席としても構わないか。

A：同一グループ（5名以内に限る。）内では座席の間隔を設ける必要はありませんが、例えば、マスク着用の担保や飲食の制限が行われていない場合など、前方に飛沫が出る可能性があることに鑑み、グループと他のグループ又は個人間では、横方向だけでなく、縦方向も適切な座席間隔を設ける必要があることにご留意ください。

このような場合、グループ内での座席指定を行う必要は必ずしもありませんが、その他の座席については原則として指定席としていただく必要があります。

Q：客席の最前列席は舞台前から「最低でも水平距離で2m以上」の距離を設けることとされているが、演者が発声をしないダンス公演等についても同様の措置をとる必要があるのか。

A：演者が発声をしない公演等（演者が、激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を行う等、飛沫感染のリスクが考えられるような公演については除く。）については、舞台

前からの距離を取る必要はありません。

Q：「会場内の食事は～控えて」とあるが、会場内に持ち込まないロビー等での飲食（軽食）販売は可能か？

A：飲食用に感染防止策を行ったエリアであれば、飲食を行っていただくことは可能です。

Q：座席でのペットボトルからの水分補給なども控えていただく必要があるのか。

A：長時間マスクを外すことが想定される食事等を座席で行うことは、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、控えていただく必要がありますが、一時的にマスクを外して水分補給を行うことは差し支えありません。

（「7. 感染拡大への防止策」について）

Q：感染者が発生した場合には、従事者や関係者等は PCR 検査を受ける必要があるのか？

A：新型コロナウイルス陽性者が判明した場合には、速やかに所轄の保健所へ連絡し、その指示に従ってください。

以上